（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

１　小山町の概要・立地

小山町は山梨・神奈川両県との県境に位置し、東名高速道路・国道 246 号の東西交通軸に加え、国道 138 号、東富士五湖道路によって中央自動車道とも連絡し、新東名高速道路の PA の整備も予定されており、首都圏から 100 ㎞圏内にあり、広域的な交通拠点となっている。また、世界文化遺産である富士山の豊かな自然環境の恩恵を受け、開発されていない自然も多く、良質で豊富な地下水を有する町である。

（面積・人口）

面積；135.74 ㎢　人口；16,481 人　（令和８年８月１日現在）

（地形・形状）

小山町の形状は、山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、小山佐野川・須川・野沢川を合して東流している。地質は、宝永山から噴出した火山砂礫が厚い層をなして分布しその下部には関東ローム層に似た赤土と称する層が砂礫と交互に堆積している。町内には、塩沢断層帯がある。

（気候）

小山町の気候は変化が激しく、１月・２月にかけて寒さが加わる。７月・８月の盛夏になっても朝夕は涼しい。降雪量は毎年多いところで約 20ｃｍ以上を記録している。降雨日数は、年間約 100 日位、雨量は、約 2,100 ㎜内外で、平均風速は約 3.7ｍ／秒である。

地域ごとでの住民意識、特に防災に関する意識の格差は大きい。このため、地域社会（コミュニティ）の防災（共助）意識を高める必要性がある。災害対策上の問題としては、道路、河川の未整備、都市下水路の不足、新興住宅との調和等が考えられる。また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

２ 市内の災害リスク（出展：小山町防災計画及び防災対策ガイドブック）

（１）風水害

主要河川は、町の中央部を流れる鮎沢川であるが、野沢川、須川、小山佐野川などの河川の被害は局地的に発生する傾向にある。近年は気候変動による局地的な豪雨が発生しており、土砂災害の発生リスクも高まっている。商工業者へのリスクとしては、店舗や工場の直接的な浸

水被害に加え、周辺の道路冠水による物流の停滞、取引先の被災によるサプライチェーンの寸断が懸念される。

（2）地震

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震（レベル1・2）や、相模トラフ沿いで発生する地震が想定されている。震度6強～7の激しい揺れが想定され、建物の倒壊や火災に加え、広域的な停電や断水などのライフライン停止により、事業活動の継続が長期間にわたり極めて困難になる事態が想定される。

当地域のハザードマップ（静岡県第４次地震被害想定）によると、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震（レベル２、マグニチュード8.7）が発生した場合、小山町内では町面積（135.74㎢）の約半数にあたる「約63.9㎢」の広範な地域において震度７の激しい揺れが想定されている。また、残りのエリアについても震度６強（37.4㎢）、震度６弱（26.1㎢）、震度５強（4.1㎢）と想定されており、ほぼ町全域に甚大な揺れが及ぶ。この最大クラスの地震が冬・深夜に予知なしで発生した場合、建物被害想定として、建物倒壊や火災等による全壊及び焼失が約2,500棟、半壊が約1,600棟にのぼる直接被害が試算されている。人的被害も極めて深刻であり、死者約50人、重傷者約200人、軽傷者約400人、さらに倒壊建物等からの自力脱出困難者が約200人発生すると想定されている。地盤特性としては、鮎沢川沿いの低地に位置する小山地区、生土地区、藤曲地区などの砂質地盤・沖積層エリアを中心に、地盤の軟弱化に伴う液状化の危険性が高くなっている。

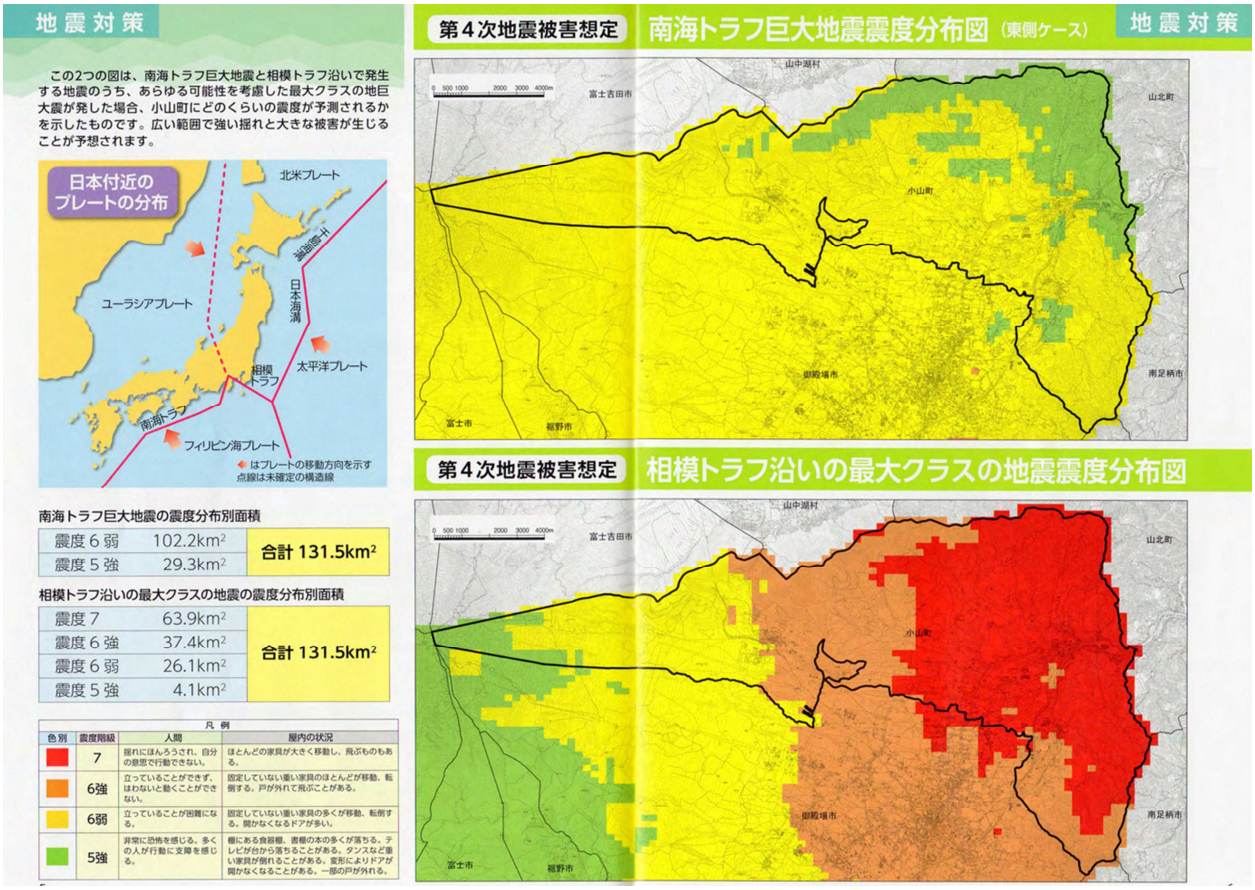
区　　分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル１の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	大正型関東地震 （マグニチュード8.2） 【今後30年以内の地震の発生率：ほぼ0～5％】
レベル２の地震・津波	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.5） 相模トラフ沿い最大クラスの地震 （マグニチュード8.7） 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0％】

※１　レベル１の地震・津波

発生頻度が比較的高く（相模トラフでは約200～400年に１回）、発生すれば大きな被害をもたらす 地震・津波

※２　レベル２の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波



（3）土石流・地すべり・がけ崩れ

本町は、地形的に源を富士山や箱根山系に発する鮎沢川などの急峻な河口・谷沿いに市街地や集落が形成された盆地状の山地で占められている。地質的には、富士山の宝永山から噴出した火山砂礫（スコリア）が厚い層をなして分布し、その下部に関東ローム層（赤土）と砂礫が交互に堆積しているため、極めて地盤が脆弱で滑りやすい地質特性を有している。このため、小山町内には急傾斜地崩壊危険区域が 78 箇所、土石流危険渓流が 47 箇所の合計 125 箇所もの土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）が指定されている。集中豪雨や大地震の際には、山間部の柳島地区、須走地区、湯船地区、桑木地区などの急峻な谷沿いや傾斜地に隣接する地域において、崖崩れや土石流が同時多発的に発生する危険性が極めて高い。過去の甚大な気象災害として、平成 22 年（2010 年）９月の台風９号（須走地区で時間最大雨量 110 ㍉、総雨量 593.5 ㍉の猛烈な豪雨を記録）の際には、町内全域で山崩れが 85 箇所、道路崩壊 36 箇所、林道崩壊 37 箇所が同時に発生した。特に山間部の柳島地区では、唯一の移動・物流ルートである町道足柄三保線が大規模に崩落・寸断されたことで、集落が長期間にわたり完全に孤立する「孤立集落」が発生し、経済活動と住民生活に深刻な打撃を与えた。また、谷沿いで急激に崩壊した土砂が河川を閉塞する河道閉塞（土砂ダム・天然ダム）が発生する危険があり、これが決壊した場合は下流域の産業エリアや生活機能に壊滅的な水害・土砂流出の二次被害を及ぼす。さらに、令和元年（2019 年）10 月の台風 19 号（総雨量 672.5 ㍉、時間最大雨量 69 ㍉）の際にも、山崩れ 35 箇所、道路損壊 67 箇

所などの被害が発生し、土砂が水路から溢れ出て小山地区の福祉施設「平成の杜」や民間事業所に流入し、操業停止に追い込まれる直接的な被害が発生している。これら土砂崩れや急傾斜地の崩壊は、事業所の建物・設備の直接損壊リスクにとどまらず、国道 246 号、138 号、東名高速道路等の広域交通網の長期閉塞を誘発する。これにより原材料や製品の輸送・サプライチェーンが完全に遮断され、従業員の安全確保や操業再開の目途が立たないまま取引先を喪失するなど、事業継続を根底から揺るがす深刻な間接被害（売上激減、資金繰りの悪化）へと繋がることが想定される。（別添資料１、別添資料２に土砂災害マップ）

（４）火山噴火

富士山、さらに隣接する箱根山など活火山があるため、その活動の推移に注意する必要があるとともに、富士山噴火のうち、特に溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を想定した対策が必要である。本町は溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える特性がある。また、堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすと考えられ、降灰の状況によってはかなり広い範囲に影響が及ぶ可能性がある。屋根に積もった火山灰の重みによる建物の倒壊や、斜面に積もった火山灰がその後の雨で流される降灰後土石流の発生も予測される。

特に、想定火口範囲に最も近く、溶岩流が３時間以内に到達するとされる「須走地区」は、噴火初期から極めて甚大な直接被害を受ける危険性が高い。さらに、町内の主要産業を支える工場や事業所が多く立地する「一色地区」「用沢地区」「棚頭地区」「大胡田地区」などは、24 時間から 14 日以内に溶岩流が到達する予測範囲に位置しており、到達までに 22 日以上の猶予があるとされる平地部の市街地（明倫地区や宿区等）と比較して、はるかに早期に直接的な影響を受けやすい特性を有している。

それにより、工場建屋や機械設備の埋没・焼失に伴う生産機能の完全喪失、主要幹線道路（国道 138 号、246 号、東名高速道路等）の寸断による地域物流・サプライチェーンの完全遮断、さらには積雪期における噴火の際、町内を流れる精進川、海苔川、小山佐野川、立沢川、馬伏川等の流域で発生が懸念される融雪型火山泥流の直撃による事業所の流出や一階部分の浸水といった深刻な二次被害（間接被害）も想定される。（別添資料３に火山防災マップ）

（５）火災

近年著しい都市化により建築物の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油、ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危機が高まっている。また、冬から春先にかけての西高東低の気圧配置による北西の強風や、太平洋側でのフェーン現象による突風など、空気の乾燥や強風をもたらす気象条件は、火災の発生や拡大を助長しやすい状況をつくりだすため注意が必要である。

（６）雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が 20cm を超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、なだれの危険も予想される。予報等十分に注意する必要がある。平成 26 年２月の雪害時には、低気圧の接近により町内全域に大量の降雪があり、

積雪が 54cm、吹き溜まりでは１ｍ超を記録した。これにより道路が途絶し、地域が孤立状態に陥るなど甚大な影響が生じた事例もある。

（７）交通災害

町内には、東名高速道路や東富士五胡道路をはじめ国道 246 号、138 号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故も多発の傾向にある。ＪＲ御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れ等自然災害に起因するもののほか、大規模な交通事故によるものとしてトンネル内での車両火災、道路上での危険物等の漏洩、バスの転落事故などが想定される。

（８）複合及び連続災害

地震・火山噴火・風水害等の２つ以上の災害が、同時又は連続して発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、対策が困難となる複合災害等の可能性を認識し、備える。また、大規模な地震が発生した場合の被害として、広域的な停電や断水の発生、通信網の途絶、交通インフラの被災による応急対策活動への支障、ガソリン等燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることにも十分に留意する必要がある。

（９）感染症の流行

新型インフルエンザ等の発生時期の予知及び発生そのものを阻止することは、ほぼ不可能である。また、世界中のどこかで病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が爆発的に発生すれば、社会経済の活動停止をもたらし、企業事業所の経営破綻や町民の生命や健康にも大きな影響を与えることになる。このため新型インフルエンザ等の対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

(10) サイバーリスク

近年、小山町内においても生産性向上や販路開拓に向け、AI、IoT、クラウド等のデジタル技術の活用や、ネットショップ・SNS 等を活用した事業運営が急速に普及している。これに伴い、ランサムウェア等のサイバー攻撃によるシステム停止、ウイルス感染、悪意ある第三者への情報漏洩といったサイバーリスクが重大な脅威となっている。特に本町に多く集積する製造業や建設業においては、設計図面や技術情報の流出、あるいは基幹システムの停止によって、地域経済全体のサプライチェーンそのものが寸断される二次被害が懸念される。また、顧客情報を扱う小売・サービス業等における信用失墜や損害賠償など、経営継続を揺るがす深刻な間接被害が発生するリスクを認識し、対策を講じる必要がある。

３　商工業者の状況（令和８年３月 31 日現在）

地区内商工業者数	地区内小規模事業者数
718 名	670 名

事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数については、今後巡回指導等を通じて把握して

いくこととする。

区分	商工業者の業種別内訳												
	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	運輸業	卸売・小売業	金融保険業	不動産業	飲食業・宿泊業	医療・福祉業	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業（その他）	合計
商工業者数	127	101	21	12	150	6	17	81	9	4	17	173	718

区分	会員の業種別内訳														
	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	運輸業	卸売・小売業	金融保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉業	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業（その他）	定款会員	特別会員	合計
事業者数	89	72	5	6	94	4	14	64	6	4	3	107	25	26	519

4　これまでの取組

（1）小山町の取組

・防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律　第 223 号）の第 42 条の規定に基づき令和６年３月に小山町地域防災計画を改定した。小山町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町の地域に係る防災対策の大綱を定めた。

・各種防災計画の策定

・総合防災訓練（９月）、地域防災訓練等（12 月）の防災訓練の実施

・小山町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

・自主防災組織の育成

・非常用食料や簡易トイレ等の防災備蓄品の備蓄、充実

・災害発生時ボランティア活動支援の準備

・各種ハザードマップの配布による災害危険箇所の周知

・気象情報や避難情報を市ホームページや防災無線、公式 LINE、Facebook 等の各種情報発信ツールを活用しての町民への周知

（２）小山町商工会の取組

・事業者に対する BCP の周知及び個別相談会の開催

・防災備品の備蓄

・事務局職員の居住地区開催の防災訓練への積極的な参加

・新型インフルエンザ等の感染症急拡大時などに応対する近隣商工会協力体制の確立

年度/内容	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度	令　和 ７年度
BCP・ジギョケイの策定実績	４件	―	―	―
BCPセミナーの開催	○	○	―	―
BCP個別相談会	○	―	―	―
防災に関する情報提供	○	○	○	○

Ⅱ　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

１　課題

（１）事業継続力強化の進捗に関する実態把握

管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況や、本件に取り組む意識・意欲を十分に把握できていない。地域の防災・減災対策の実効性が高まらず、有事の際の被害が拡大する恐れがあるため、関係機関と連携し、実態調査を実施する必要がある。

（２）地域災害リスクに関する連携不足

富士山の火山活動や鮎沢川等の氾濫による風水害、土砂災害など、小山町特有の自然災害等リスクについて、小山町商工会と小山町（危機管理局など）関係部署との間で十分な議論や情報共有ができていない。

（３）小規模事業者の意識の向上

小規模事業者においては、自然災害、感染症、サプライチェーンの途絶、サイバー犯罪、コンピュータウィルス感染など多様なリスクがあるにもかかわらず、「自分ごと」としての捉え方が十分ではない。

また、緊急時に事業を早期に再開するための重要な指針となる事業継続計画（BCP）についても、「時間がない」「難しそう」といった理由から未着手のままであり、危機管理体制の整備が大きな課題となっている。

（４）情報提供・周知の強化

防災リスクや事業継続計画（BCP）に関する情報提供や周知活動が全事業者に均等に届いていない。特に従業員規模が小さい事業所ほど、BCP の基礎的な情報や策定の重要性が十分に周知されていない。

（5）支援力向上

職員（経営指導員等）が事業継続力強化支援を推進するために必要な専門的知識やノウハウを十分に持っていない事が課題となっている。BCP 策定支援の経験や、災害発生時に応急対応を推進するスキル、サイバーリスクに対するスキルを持った職員が不足しており、復旧・事業再開に必要な行政の支援策に関する情報も不足している。

2　対策

（1）実態把握調査の実施

巡回及び窓口相談時などで、管内小規模事業者に対してアンケート調査を実施し、その結果に基づき、小規模事業者の意識向上と実情に合わせた BCP 策定支援を強化する。

（2）連携による地域災害リスク協議体制の構築

毎年実施している小山町防災会議に出席し、小山町や警察署、消防署等と連携し災害リスクの協議を実施する。

（3）小規模事業者の危機意識向上と BCP 策定支援の具体策

小規模事業者の意識向上と BCP 策定のため、同業種・同規模の成功・失敗事例を共有して危機感を醸成しつつ、専門家による伴走型支援を提供することで、時間とノウハウの障壁を下げ、策定を後押しする。

（4）小規模事業者に情報を行き渡らせる多角的な周知戦略

経営指導員による巡回指導において、小山町のハザード情報（富士山火山防災マップや洪水ハザードマップ、サイバー犯罪など）に基づく個別リスクを周知する。紙媒体、ウェブ、SNS などの多角的な手法で支援情報・防災情報を発信する。

（5）職員（経営指導員等）のレベルアップ

外部専門家による実践的な BCP 策定支援研修やサイバー攻撃に対して必要な基礎知識の取得、災害復旧・事業再開に必要な国・静岡県・小山町の公的支援制度に特化した職員向けマニュアルを作成・共有を行う。

Ⅲ 目標

1　小規模事業者への災害リスクの認識と事前対策の必要性を伝え意識改革を図る

当地区小規模事業者に対し、富士山噴火や水害等の自然災害リスク及び感染症、サイバー犯罪やコンピュータウィルス感染などの複合的なリスクを正確に認識させ、事前対策の必要性について啓発を強化する。これにより、小規模事業者の災害リスクに対する意識を高め、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画認定への機運向上を目指す。

2　小規模事業者への事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画策定支援の強化

小規模事業者を対象とした BCP 策定セミナーや個別相談会を定期的に開催し、災害リスクの認

識と事前対策の必要性を広く周知する。また、経営指導員等による巡回時に、ハザードマップ等をもとにした災害リスクの説明や事前対策の啓発を実施し、策定企業数の増加を目指す。

３　職員（経営指導員等）の支援能力の底上げと支援体制の強化

事業者への支援にあたる全職員が基礎的知識を習得し、担当者だけでなく、職員全員で事業継続計画の策定支援にあたれる体制を構築する。専門知識やノウハウを持つ方を講師に招き勉強会を実施するほか、外部セミナーに職員を参加させ、助言力の向上に繋げる。

４　経済機能の麻痺を回避するための支援の実施

発災後の事業中断の影響を最小限に抑えるため、小規模事業者へ資金繰り対策とリスクファイナンスの重要性の周知に努める。具体的な手段として、ビジネス総合保険等の普及を推進する。

５　地域経済機能強化の積極的支援

地域経済圏の中心となる町内の小規模事業者（製造業・小売・サービス業等）を積極的に支援し、サプライチェーンや地域経済の生活機能を維持することで、町内全体の事業継続力強化に繋げる。具体的には、以下の目標を設定し取り組む。

取組内容	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
BCP チラシの整備、会員への周知	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
事業者 BCP の策定・見直し支援	-	２社	２社	２社	２社	２社
セミナー・説明会の開催	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
事業継続力強化計画の策定支援	-	１社	１社	１社	１社	１社
損害保険の加入推進 会員への周知	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

※ 令和８年度は準備期間のため、会員への周知のみとする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

１　事業継続力強化支援事業の実施期間

令和８年 12 月 1 日 ～ 令和 13 年 11 月 30 日

２　事業継続力強化支援事業の内容

（１）管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、自治体等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等を把握する。

・日々の巡回指導や窓口相談において、アンケート調査を実施し、管内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を個別かつ定性的に把握する。

（２）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

ア　経営指導員など（対面での周知）

① 巡回指導時の啓発強化

経営指導員等が巡回時、富士山火山防災マップ等の具体的な資料をもとに、事業所ごとの災害リスクを説明し、BCP 策定・事前対策の必要性について啓発を徹底する。必要に応じ、経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、資金繰りについて注意喚起する。

② 個別相談会の実施 BCP・事業継続力強化計画策定に特化した個別相談会を定期的に開催し、事業者の抱える具体的な疑問・課題に対応する。

イ　広報ツール（非対面での周知）

① 会報誌・町広報・チラシ・SNS などの活用 会報誌や町広報、SNS などに事業継続計画（BCP）の必要性、国の施策紹介、ビジネス総合保険の紹介などを掲載し、関心を喚起する。

ウ　セミナー

① 事業継続計画（BCP）・事業継続力計画策定セミナー等の実施 管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施し、事前対策の必要性を周知する。セミナー終了後も継続的なサポートを提供する。

エ　職員の支援能力向上

① 外部研修への参加 日本商工会議所等が主催する研修会へ経営指導員を積極的に参加させ、最新の知識とノウハウの習得に努める。

（３）フォローアップ

・小山町の総合防災訓練への参加を促す。

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、専門家等による実効性向上支援事業を紹介する。

・事業者 BCP の策定後一定期間が経過した事業者に対し、巡回・窓口による指導を実施し、訓練や計画の見直しについての指導を行う。

（４）知見の共有及び事業継続力の底上げ

・会報、町広報、HP などで、管内の事業者の好事例を紹介する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（５）関係団体との連携

・三井住友海上火災保険会社等と連携し、個別相談会を実施する。

・また、リスクに見合った災害保険や共済制度への加入を推進する。

・静岡県中小企業診断士協会と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援を推進する。
・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催などの連携を行う。

※　上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

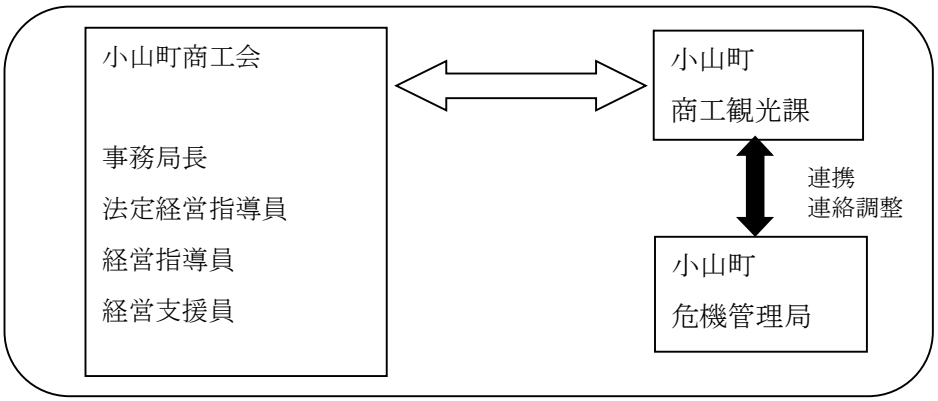
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和８年 11 月現在）

１　実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）



（１）　都道府県及び関係市町村との連携体制

・当会と小山町（産業振興課・危機管理課）が密接に連携し、地域防災計画等の最新情報の共有や合同研修会の開催を通じて、地域の実情を踏まえた災害リスクの把握に努める。

・本計画の支援方針を決定し、実施状況を確認するため、小山町との連絡協議会を年１回以上開催する。

・また、認定主体である県と必要に応じて相談・調整を行うことで、より地域の実情に即した計画とする。

（２）　商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

・法定経営指導員１名、経営指導員１名、経営支援員３名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行うなど、BCP の策定支援からフォローアップまで一貫した支援を実施する。

・リスクファイナンス等の専門的な支援については、連携協定予定の静岡県中小企業診断士協会の専門家と連携する。

（３）　定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

・法定経営指導員および経営指導員等で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。把握・検証した実施状況を小山町商工会と小山町の連絡協議会で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

（４）経営指導員等の資質向上に係る体制

・職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。また、外部機関が主催するセミナーに職員を参加させ、助言力の向上に繋げる。

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名　　経営指導員　勝又　伸悟

連絡先　　小山町商工会　0550-76-1100

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行　（随時）

・本計画の取組実施における目標・指標の設定　（１年に１回以上）

・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）広域経営指導員の当否

経営指導員 勝又 伸悟 は、施行規則第２条第２項に規定する広域経営指導員に該当しない

３　商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

（１）商工会

小山町商工会

〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山 96-2

TEL：0550-76-1100 / FAX：0550-76-4236

（２）関係市町村

小山町役場　商工観光課／危機管理局

〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

TEL：0550-76-6111（商工観光課） / 0550-76-5715（危機管理局）

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

		８年度	９年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
必要な資金の額		0	450	450	450	450	450
	専門家謝金	0	100	100	100	100	100
	セミナー開催費	0	250	250	250	250	250
	パンフ、チラシ制作費	0	100	100	100	100	100

※　令和８年度は準備期間のため、令和９年度から事業を実施する。

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること

調達方法
会費収入、小山町補助金、静岡県補助金、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
１　三井住友海上火災保険株式会社 静岡支店 支店長 小田 晋也 〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町１丁目２ ℡：054-273-5131　Fax：― **２　一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会** 会長 清水 進也 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 3-21 ℡：054-255-1255　Fax：054-255-1256
連携して実施する事業の内容
１　三井住友海上火災保険株式会社 静岡支店 （１）小規模事業者に対する災害リスクの周知（セミナー等の開催） （２）小規模事業者の事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画策定支援（個別相談会の開催） （３）リスクファイナンスとしてビジネス総合保険等、関連損害保険制度の周知・加入促進 **２　一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会** （１）小規模事業者に対する災害リスクの周知（セミナー開催） （２）小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供（リーフレット作成） （３）静岡県事業継続計画モデルプラン等を活用した策定支援（専門家個別相談） （４）BCP,事業継続力強化計画の実効性向上の支援（専門家個別相談）
連携して事業を実施する者の役割
１　三井住友海上火災保険株式会社 静岡支店 （１）セミナー…企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ 国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の BCP 策定を推進する。 （２）個別相談会…事業継続力強化計画の策定支援 小規模事業者の BCP 策定、事業継続力強化計画の認定を支援し、事業継続力強化を図る。 （３）損害保険…ビジネス総合保険の相談及び加入促進 リスク診断レポートやリスクマップの提供を通じて、小規模事業者のリスクファイナンスを支援する。

２　一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会

（１）セミナー…企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ

国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者 BCP の策定を推進する。

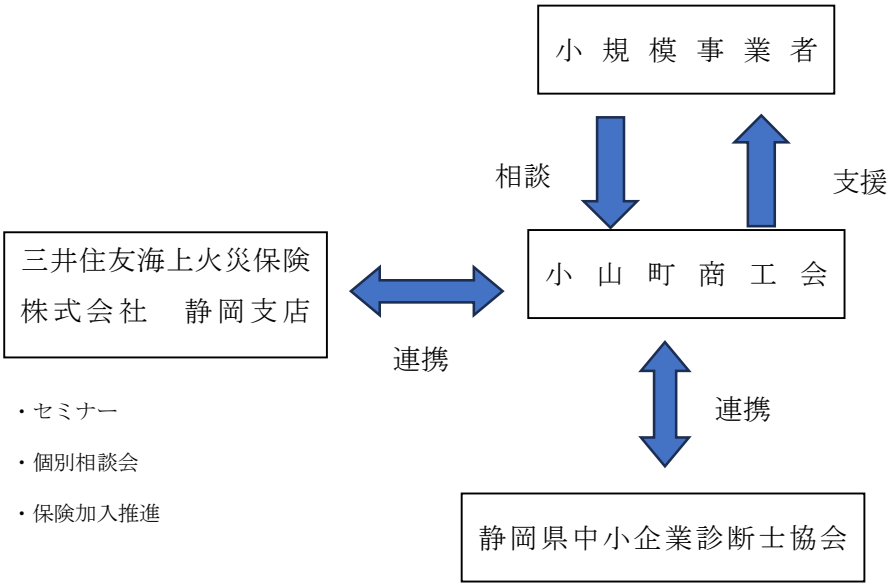
（２）リーフレット…施策等の最新情報の提供

災害リスクや事前対策の必要性が認知でき、有効な施策を活用して策定に取り組むきっかけをつくる。

（３）個別相談会…事業継続力強化計画の策定および実効性向上の支援

小規模事業者の BCP 策定や「事業継続力強化計画」の認定取得、およびその実効性向上をサポートし、事業継続力の強化を図る。

連携体制図等



・セミナー

・個別相談会

・保険加入推進

・セミナー

企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ

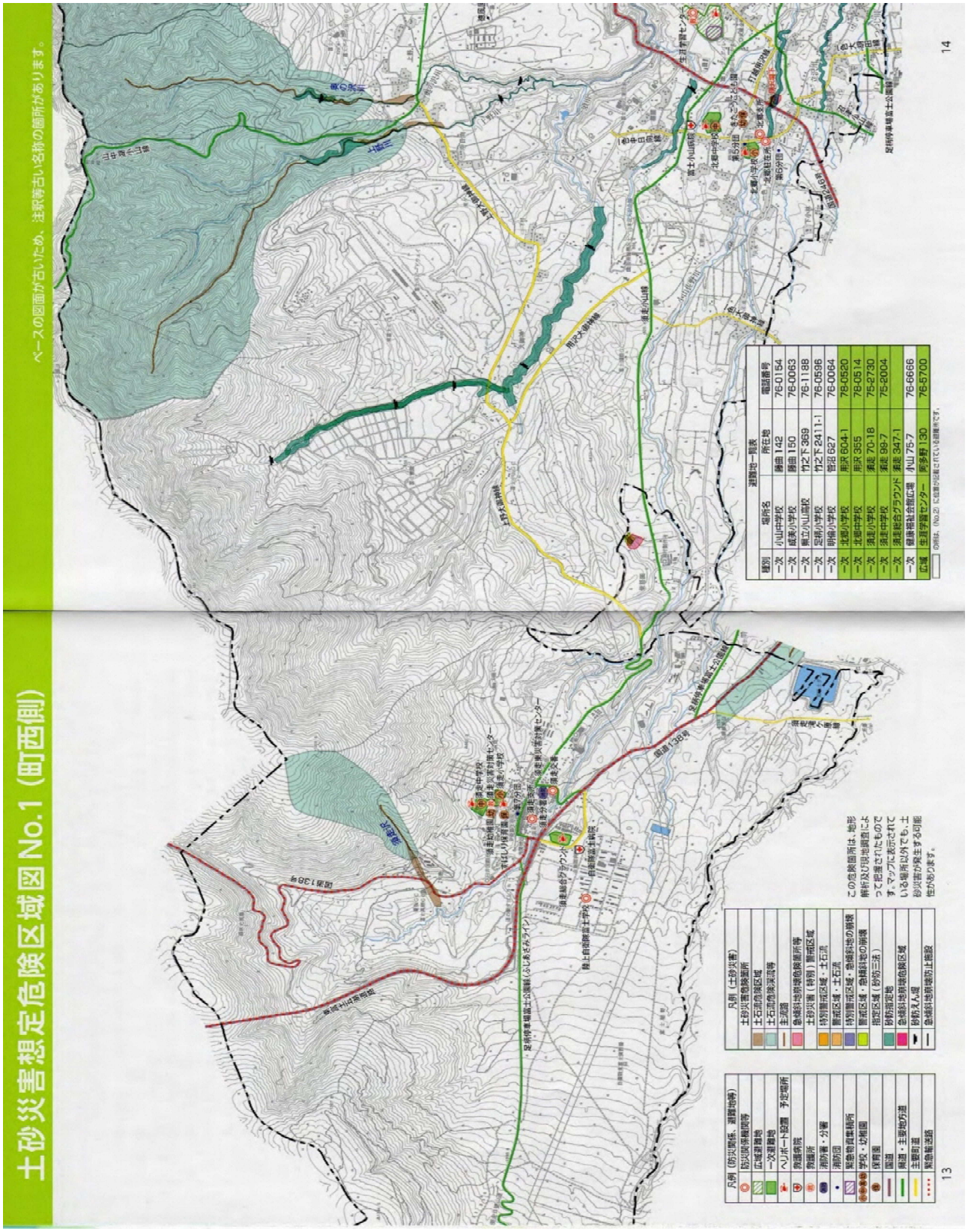
・リーフレット

施策等の最新情報の提供

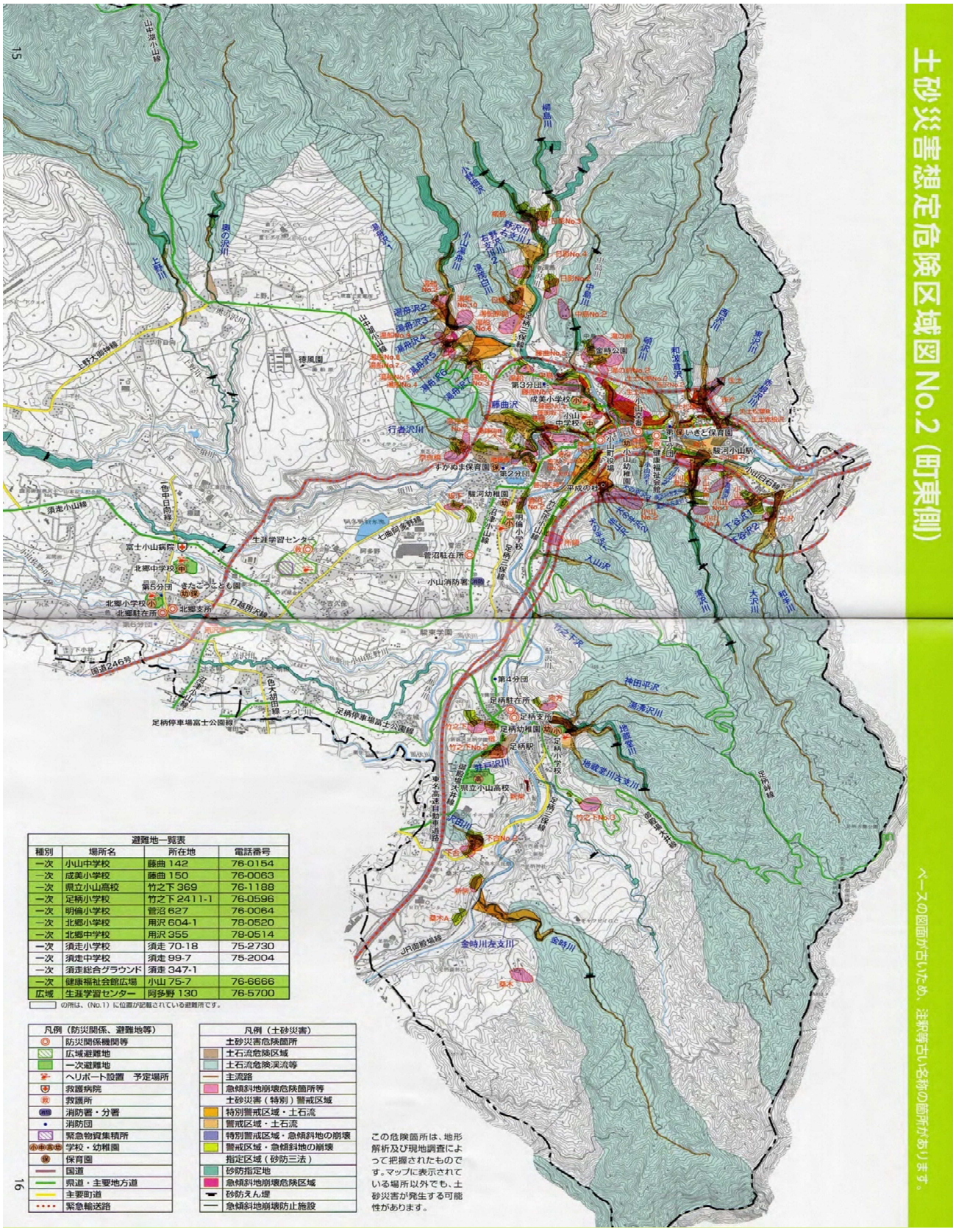
・個別相談会

事業継続力強化計画の策定および実効性向上の支援

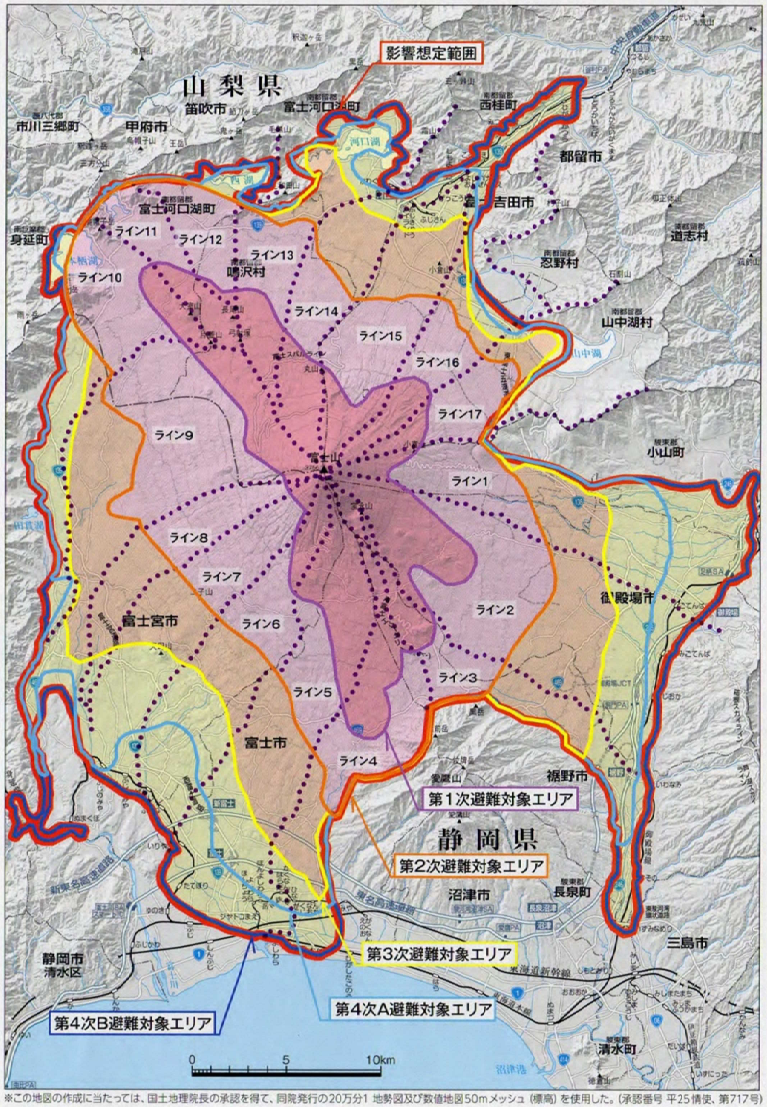
別添資料１


土砂災害想定危険区域図 No.1（町西側）
ベースの図面が古いため、注釈等古い名称の箇所があります。
凡例（防災関係、避難地等）
凡例（土砂災害）
この危険箇所は、地形解析及び現地調査によって配置されたものです。マップに表示されている場所以外でも、土砂災害が発生する可能性があります。
避難場所一覧表
種別 場所名 所在地 電話番号
一次 小山中学校 勝曲142 76-0154
一次 岐美小学校 勝曲150 76-0063
一次 県立小山高校 竹之下369 76-1188
一次 足柄小学校 竹之下2411-1 76-0596
一次 明神小学校 曽我627 76-0064
一次 北郷小学校 形沢604-1 78-0520
一次 北郷中学校 形沢355 78-0514
一次 須走小学校 須走70-18 75-2730
一次 須走中学校 須走99-7 75-2004
一次 須走総合グラウンド 須走347-1
一次 健康増進総合館仁寿 小山75-7 76-6666
広域 生涯学習センター 阿多野130 76-5700
13
14

別添資料２


土砂災害想定危険区域図No.2（町東側）
ベースの図面が古いため、注釈等古い名称の箇所があります。
15
16
避難地一覧表
種別 | 場所名 | 所在地 | 電話番号
一次 | 小山中学校 | 藤曲 142 | 76-0154
一次 | 成美小学校 | 藤曲 150 | 76-0063
一次 | 県立小山高校 | 竹之下 369 | 76-1188
一次 | 足柄小学校 | 竹之下 2411-1 | 76-0596
一次 | 明倫小学校 | 菅沼 627 | 76-0064
一次 | 北郷小学校 | 用沢 604-1 | 78-0520
一次 | 北郷中学校 | 用沢 355 | 78-0514
一次 | 須走小学校 | 須走 70-18 | 75-2730
一次 | 須走中学校 | 須走 99-7 | 75-2004
一次 | 須走総合グラウンド | 須走 347-1 |
一次 | 健康福祉会館広場 | 小山 75-7 | 76-6666
広域 | 生涯学習センター | 阿多野 130 | 76-5700
の所は、（No.1）に位置が記載されている避難所です。
凡例（防災関係、避難地等）
防災関係機関等
広域避難地
一次避難地
ヘリポート設置　予定場所
救護病院
救護所
消防署・分署
消防団
緊急物資集積所
学校・幼稚園
保育園
国道
県道・主要地方道
主要町道
緊急輸送路
凡例（土砂災害）
土砂災害危険箇所
土石流危険区域
土石流危険渓流等
主流路
急傾斜地崩壊危険箇所等
土砂災害（特別）警戒区域
特別警戒区域・土石流
警戒区域・土石流
特別警戒区域・急傾斜地の崩壊
警戒区域・急傾斜地の崩壊
指定区域（砂防三法）
砂防指定地
急傾斜地崩壊危険区域
砂防えん堤
急傾斜地崩壊防止施設
この危険箇所は、地形解析及び現地調査によって把握されたものです。マップに表示されている場所以外でも、土砂災害が発生する可能性があります。

小山町富士山火山防災マップ



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図及び数値地図50mメッシュ（標高）を使用した。（承認番号 平25情使、第717号）

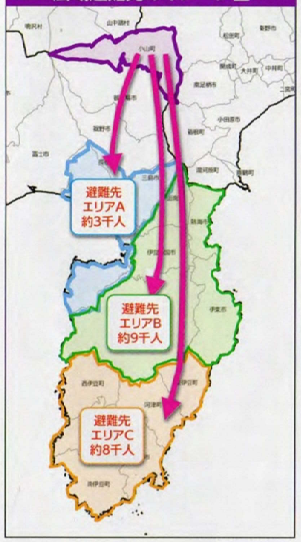
溶岩流に対する影響想定範囲と避難対象エリア

溶岩流は谷沿いを流れるため、富士山の全周を17本のラインに区分しています。その中で小山町域はライン１になります。また溶岩流の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第１次から第４次Ｂまでの５つの避難対象エリアに区分し、さらに第４次Ｂ避難対象エリアを溶岩流が到達する日数により Ⅰ～Ⅲまでの３つに区分しています。

溶岩流等避難対象エリアの設定

影響想定範囲	可能性のある範囲	避難対象
第 1 次　避難対象エリア	想定火口範囲 山小屋	山小屋
第 2 次　避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲	山小屋
第 3 次　避難対象エリア	溶岩流(3～24時間)到達範囲	須走地区
第 4 次 A　避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲	用沢区・一色区
第４次Ｂ－Ⅰ　避難対象エリア	溶岩流(7日～14日間)到達範囲	棚頭区・大胡田区・上古城区
第４次Ｂ－Ⅱ　避難対象エリア	溶岩流(15日～21日間)到達範囲	吉久保区・下古城区
第４次Ｂ－Ⅲ　避難対象エリア	溶岩流(22日～40日間)到達範囲	明倫地区・宿区

広域避難先のイメージ図



火山灰からの避難

火山灰の噴出量や風向等により大きく左右されるため、避難対象エリアを特定することはできません。このため小山町に30㎝以上の火山灰が積もることが予想される場合には、まず堅牢な建物へ避難し、その後に町外へ避難（広域避難）することとなります。

融雪型火山泥流からの避難

積雪期に噴火した場合、町内の河川（精進川・海苔川・小山佐野川・立沢川・馬伏川）沿いの地域は高台へ垂直避難することが必要です。